

社援発0319第36号
令和8年3月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」
の一部改正について

標記については、平成19年2月15日社援発第0215013号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

「社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の取扱いについて」の一部改正に係る新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>参考(改正後の通知全文) 社 援 発 第 0215013 号 平成 1 9 年 2 月 1 5 日</p> <p>第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 <u>第十五次改正</u></p> <p>省 略</p> <p><u>第十六次改正</u> <u>社 援 発 ※ ※ 第 ※ 号</u> <u>令 和 8 年 ※ 月 ※ 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の 取扱いについて</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p>	<p>参考(改正後の通知全文) 社 援 発 第 0215013 号 平成 1 9 年 2 月 1 5 日</p> <p>第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正</p> <p>省 略</p> <p><u>第十五次改正</u> <u>社 援 発 0 3 2 8 第 2 3 号</u> <u>令 和 7 年 3 月 2 8 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>社会福祉施設等施設整備費における生産設備等整備費の 取扱いについて</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては、次によることとし、平成17年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p>

改 正 後		現 行	
1～3 (略)		1～3 (略)	
別表		別表	
設 備 品 目	国庫補助基準額	設 備 品 目	国庫補助基準額
	ア 間接		ア 間接
生産設備	<u>18,300</u> 千円	生産設備	<u>17,100</u> 千円